

よって、このように多数の者により数回確認された決定過程及び本件選挙が記号式投票であり、有効・無効の判定が比較的容易であることを考慮すると、これら有効票の中に無効票や他の候補者の票が存在することは考えられない。

ただ、有効票も同様に、開票作業の過程で集計ミスがあったが、有効票を再度計数機で確認点検後、ミスの原因はその場で明らかになっている。

このミスも井芹正吾候補の有効票の束のうち 1 束が本来 50 票であるべきところ 49 票しかなかったという単純な計数誤りであり、混入票の可能性に疑義を抱かせる性質のものではなく、申立人からもこれら混入票の存在について具体的事実の指摘がない以上、主張を認めることはできない。

申立人は、投票の再点検を求めているが、その根拠として主張するところは、専ら開票について混乱や問題が生じたというものである。上記のとおり、その混乱や問題の要因は、集計上の問題としてその場で明らかにされ解消されている（当初、投票総数が投票者数より 9 票少なかったが、再点検の結果、無効票が 10 票多くなり、有効票が 1 票少なくなることが判明し、投票総数と投票者数は完全に一致した。）ことから、単にこれだけの事実で、当委員会に票の混入を疑わせることは、その合理的な根拠を欠くものといわざるを得ない。

なお、申立人は、投票の有効・無効の判定に瑕疵があるとの主張の根拠として、立会人が選挙録への署名を拒否したことをあげているが、立会人の選挙録への署名は、公職選挙法第 83 条の規定に基づく義務であることから、署名を拒否したという法律上の違反行為をもって、申立人の主張の根拠とすることはできない。

このような状況を勘案すると、投票の再点検を行うまでもなく、申立人の主張は推測の域を出ないものであって、認容することができない。

### 3 申立理由 1 (3) について

当選無効事由として、選挙無効事由を主張するものであるが、先述のとおり当選の効力に関する審査の申立てにおける当選無効原因としての違法事由は、当選人決定についての違法事由のみに限られるものと解すべきであって、申立人主張に係る事由をもって当選の効力に関する審査の申立てにおける当選無効原因とすることのできないことは明らかである。

しかし、公職選挙法第 209 条第 1 項の規定により、当選の効力に関する審査の申立てにおいて、当該選挙の無効原因が認められるときは当該選挙自体を無効とする旨の裁決をすべき公職選挙法上の義務が当該選挙管理委員会に課されていることに鑑み、本件選挙において果たして選挙自体の無効原因が認められるか否かについて検討してみると、「同法第 205 条第 1 項にいわゆる選挙無効の要件としての「選挙の規定に違反すること」とは、主として選挙管理の任に当たる機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定に違反しなくても、選挙の管理執行の手續上、公職選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則を著しく阻害するような事態を招来することを指称する」とされている。（昭和 61 年 2 月 18 日最高裁判決）

弁明書によれば、投票用紙の使用枚数と残枚数との合計は発注枚数に種類ごとにすべて一致しており、また、不在者投票施設における投票管理も適正に行われたものと認められる（この点に

ついては、特に申立人の具体的合理的な反論もない。)

したがって、本件選挙は、選挙の規定に違反しておらず、本件選挙の無効原因を認めることはできない。

以上の審査の結果、申立人の主張にはいずれも理由がなく、申立人の異議の申出を棄却した町委員会の決定は、結局、正当と認められるので、これを取り消すべき理由はない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

なお、付言すれば、今回の町委員会の集計ミスは当選無効原因には当たらないものの、選挙人に開票事務に関する疑問を抱かせたことは憂慮するところであり、今後、町委員会においては、適正な選挙の管理執行がなされるよう強く望むものである。

平成 1 4 年 6 月 2 5 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

熊本県自然環境保全審議会公告第 1 号

熊本県自然環境保全審議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成 14 年 7 月 3 日

熊本県自然環境保全審議会  
会長 松 村 昭

- 1 開催日時  
平成 14 年 7 月 8 日 ( 月 )  
午前 10 時 00 分から正午まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市水前寺公園 28-51  
熊本テルサ 3 階たい樹
- 3 議題  
( 1 ) 平成 13 年度各部会決議事項の報告について  
( 2 ) その他の事項の報告について  
( 3 ) 平成 14 年度各部会の開催予定について
- 4 傍聴者の定員  
5 人
- 5 傍聴手続  
( 1 ) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。  
( 2 ) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県環境生活部自然保護課  
( 電話 096-383-1111 内線 7456 )

